

村上市外出支援サービス利用券の使用について（ご案内）

村上市では、在宅で生活している方で移動時に車いすやストレッチャーを必要とする方に対して、外出支援サービス事業を行っています。本事業に該当される方には、「村上市外出支援サービス利用券」（以下、「利用券」という。）を申請により交付いたします。なお、入院中、施設に入所中（ショートステイを除く）の方は、当サービスの利用はできません。利用券をご使用の際は、下記にご注意願います。

1. 利用券の交付と使用方法について

- (1) 利用券の交付対象者は、**移動時に車いすを必要とする方**又は**寝たきりの方**で、要支援又は要介護認定を受けた身体が不自由な65歳以上の高齢者で、**入院又は施設に入所していない方**です。
※グループホーム、ケアハウス、サービス付高齢者向け住宅等を利用している方は対象になりません。
※「村上市福祉タクシー利用券」と重複して交付を受けることはできません。
※入院中、施設に入所中の方は、退院日又は退所日の具体的な目途が立った後に申請してください。
- (2) 上記に該当する方（助成対象者）には、年に利用券1冊（24枚綴り）を交付します。
利用券の有効期間は、4月から翌年3月末日までです。新年度分の利用券は、3月末頃から交付しますので本庁または支所で手続きしてください。（個別に案内や連絡はしませんのでご注意ください。）
- (3) 利用券は、**助成対象者が自宅と下記の目的地の区間を移動するときに使用することができます**。
また、利用するタクシーは、①車いす用リフト付き車両、②ストレッチャー付き車両を原則としますが、助成対象者が外出先の車いすを利用する場合などは普通タクシーを利用することも可能です。

◎助成対象者の自宅と次の1から6の区間の移動（利用券の対象となる移動）

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1.医療機関及び薬局薬店 | 2.在宅福祉サービス事業所 |
| 3.市役所又は金融機関 | 4.健診（検診）会場 |
| 5.上記を組み合わせた区間 | 6.市長が緊急やむを得ない事情により必要と認めた区間 |

※利用券は、目的地が上記であっても経路に自宅が含まれない移動や助成対象者が乗車しない場合には使用できません。なお、入退院又は施設の入退所の際は使用できますが、**転院（医療機関と施設の移動を含む）と入院中・入所中の一時帰宅や医療機関の受診にも使用できません**。

- (4) **利用券1枚あたりの助成額は、タクシー普通車の基本料金（初乗運賃）相当額です**。（※基本料金はタクシー会社ごとに異なります。タクシー会社別の基本料金については裏面をご覧ください。）
なお、**1回の乗車につき利用券を複数枚使用することもできます**。その場合、**運賃の範囲内で使用してください**。

◎利用券を複数枚使用数する場合の助成額の計算

助成額 = 利用するタクシー会社の基本料金相当額 × 利用券の枚数

（計算例）基本料金が700円のタクシー業者を利用し、運賃が2,000円の場合

①運賃 2,000円 - 利用券 1枚 [@700円×1枚 = 700円] = 自己負担 1,300円

②運賃 2,000円 - 利用券 2枚 [@700円×2枚 = 1,400円] = 自己負担 600円

※③運賃 2,000円 - 利用券 3枚 [@700円×3枚 = 2,100円] = ※超過のため不可

- (5) 利用券を使用する際は、利用券に**必ず利用者氏名（※助成対象者の氏名）、乗車年月日を記入してください**。
- (6) 利用券を他の方に譲渡、転貸することはできません。

2. 利用券の返還等について

助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、未使用の利用券を添えて速やかに市長に届出（返還）をしてください。

（ア）身体が軽減し、対象者の要件に該当しなくなったとき

（イ）助成対象者が死亡し、又は転出し、若しくは施設等に入所したとき

（裏面に続きます）

3. 利用できるタクシー会社

※基本料金は R8.8.1 現在の額です。

業 者 名 (住 所)	電話番号	車いすリフト 付き車両	ストレッチャー 付き車両	普通 タクシー	基本料金
岩船タクシー(株) (岩船上大町2番2号)	56-7031	—	—	○	700円
(株)瀬波タクシー (田端町10番22号)	53-2187	○	—	○	700円
(株)はまなす観光タクシー (田端町11番8号)	50-7788	—	—	○	700円
藤観光タクシー(株) (藤沢51番地1)	50-5050	—	—	○	700円
荒川タクシー(株) (関川村下関43番地2)	64-1042	—	—	○	700円
想いやりサポートみちしるべ (坂町3308番地14)	75-5257	—	○	○	600円
(株)慎鍋 (山居町二丁目5番44号)	50-7655	○	○	—	690円
ハートケアドライブ (関川村大字深沢1023番地)	090-4527-6284	○	○	—	690円
(有)下越介護サービス (下鍛冶屋762番地2)	62-1241	○	○	—	690円
温海温泉観光自動車(株) (鶴岡市湯温海甲80番地)	0235-43-2330	○	—	○	700円

※ストレッチャー付き車両は車椅子にも対応できます。

4. 助成決定の取り消し

虚偽や不正行為により利用券の交付を受けたとき及びその利用券を使用したときは、助成を取り消し、当該助成額の全部または一部を返還していただくことがあります。

5. 問い合わせ・連絡先

村上市役所（村上市三之町1番1号）

介護高齢課 高齢者支援室 電話 75-8935（直通）

各支所

荒川支所 地域振興課 地域福祉室 電話 62-3104（直通）

神林支所 地域振興課 地域福祉室 電話 66-6113（直通）

朝日支所 地域振興課 地域福祉室 電話 72-6887（直通）

山北支所 地域振興課 地域福祉室 電話 77-3113（直通）